

公契約の政策推進への積極的活用等に係る連合愛知の考え方

日本労働組合総連合会 愛知県連合会
事務局長 三島 和弘

1. 公契約の社会政策推進への積極的活用の意義

地方自治法第1条の2は、地方公共団体は、その運営にあたって、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とすることを定めている。これは、公共工事の請負、業務委託の請負をはじめとするいわゆる公共調達の場合においても、遵守されなければならない基本原則である。

公契約のあり方を検討するにあたっては、まず、この基本原則に則って、住民福祉の向上につながる政策の推進に資する公契約のあり方となるよう見直しが進められることが求められる。

すなわち、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体である愛知県は、その社会的責任を果たすために、広範な政策に公契約を活用し、事業者による取り組みを促すことを通じて社会政策を進める責務がある。

あわせて、従事労働者や下請事業者にリスクを押し付けて利益を出そうとする「不良」事業者を排除し、地域に根ざす地元の優良な事業者を育成することを通じて、良質な雇用を創出するとともに、公正な市場のルールづくりを整備する役割が期待されている。

2. 公契約の社会政策推進への積極的活用内容

上記の通り、住民の福祉の向上につながるべく公契約におけるさまざまなメニューを活用し、社会政策を実現すべきである。

ただし、入札制度のメニューは多岐にわたり、それぞれのメニューの内容も、たとえばダンピング対策に資するもの、福祉に資するもの、障がい者福祉や男女共同参画に資するもの、地域の事業者の育成・保護に資するものなど多様である。

したがって、公契約条例の制定をはじめ公契約の積極的活用により社会政策を実現するにあたっては、それぞれのメニューの目的・範囲を明確にし、適切に組み合わせる必要があることを付言する。

(1) 入札参加資格の活用

契約の相手方として相応しい者が社会政策を推進する企業等となるため、入札参加資格制度において、以下の項目に配慮して入札参加における優先事業者とするこ

とが必要である。(競争入札参加に係る必要な資格の積極要件)。

- ① 福祉への配慮では、入札(参加資格)申請時に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障がい者雇用率を超える雇用を達成した事業者にアドバンテージを付与する。
- ② ファミリー・フレンドリー企業等、次世代支援育成計画や男女共同参画計画を策定する事業者に、その進捗状況の提出を求め、進捗度合いに応じてアドバンテージを付与する。
- ③ 環境への配慮では、ごみの減量化や省エネルギーなど、環境に配慮した取り組みを実施した事業者にアドバンテージを付与する。
- ④ 企業の社会貢献度では、障がい者雇用の促進、環境対策の推進、男女共同参画、災害業務等への積極的対応、地元雇用・地元調達の推進等の取り組みを行う企業を社会貢献推進企業とし、アドバンテージを付与する。
- ⑤ 地元企業優遇として、入札参加資格において、地元事業者のみ参加できる地域要件を付し、あるいは、一定の要件のもとで、原則として地元事業者のみを指名するなどの施策を講じる。

(2) 総合評価入札方式

総合評価入札方式を業務委託にも積極的に適用することが必要である。

- ① 総合評価入札方式における評価項目において配慮すべき事項。
 - ア) 国土交通省「公共工事における総合評価入札方式活用検討委員会」『公共工事における総合評価入札方式活用ガイドライン 参考資料』(2005年9月)や、2013年3月29日の要請を踏まえた事項。
 - ・「市内企業への下請け状況」、「障がい者雇用の取組」、「男女共同参画の推進」などの企業の信頼性・社会性に係る項目。
 - ・「法定外労働災害補償制度加入の有無」、「退職一時金制度若しくは企業年金制度」など労働福祉の状況等。
 - イ) 格差是正への取り組みを重視した、賃金条項に関わる評価項目。
 - ・工事従事者への支払賃金について、2省労務単価の一定割合以上の支払が行われていることが確認された事業者。
 - ・「労働条件の向上又は雇用の創出に対する提案及び検証方法の提案」を付加する。
- ② 落札者決定の方法は、除算方式ではなく、加算方式が望ましい。

(3) 長期継続契約等の活用

- ① 労働集約型の委託業務に関しては、長期継続契約として、雇用労働者の雇用の安定を図ることが必要である。
- ② 競争入札等の結果、受託事業者や指定管理者が変更する場合でも、公共サービスの水準が下がることのないよう、従事労働者への研修の実施、雇用の継続等の

施策を講ずるよう事業者に要請することが重要である。

(4) 特定随意契約の活用

福祉関係施設等からの手続により物品・役務等を調達するため、特定随意契約を活用することが必要である。

- ① 障がい者の社会参加及び障がい者福祉施設等における活動の活性化及び促進、高齢者の働く場の確保ならびに母子家庭の母及び寡婦の雇用確保を促進するため、当該団体からの物品の購入や役務の提供等を進めることが重要である。
- ② このため、これら福祉団体等と随意契約が締結できるための会計規則の改正等。

以上